

建管 — 2347  
平成18年2月28日

各 部 局 長  
秋田県公営企業管理者  
秋 田 県 教 育 長 様  
秋 田 県 警 察 本 部 長  
各 地 域 振 興 局 長  
建 設 交 通 部 各 課 長

秋田県建設交通部長

低入札価格調査制度調査対象工事における  
契約の保証の額の取扱いについて（通知）

このことについて、県発注工事の適正な施工の確保を図るため、平成18年3月20日以降に入札公告等を行う工事について、次により取り扱うこととし、併せて関係通知を別添のとおり改正しましたので、低入札価格調査制度を適用する工事を発注するに当たっては、入札参加者への周知等に遺漏のないようお願いします。

なお、各部局長にあっては、関係各課所に周知してください。

1 履行保証割合の引き上げについて

(1) 秋田県低入札価格調査取扱要綱に基づく低入札価格調査を経て落札した者と契約を締結する場合にあっては、契約の保証の額を請負代金額の 3/10 以上とすることとし、工事請負契約書に添付する契約事項を次のとおり読み替えるものとする。

第4条第3項及び第6項並びに第52条第2項中「10分の1」を「10分の3」に読み替える。

(2) (1) の契約を締結する場合にあっては、工事請負契約書に添付する契約事項第4条第3項及び第6項並びに第52条第2項中「10分の1」を「10分の3」に書き換えたうえで、当該契約事項を契約書に添付するものとする。

2 入札参加者への周知について

低入札価格調査制度を適用する工事を発注するに当たっては、入札公告及び入札説明書（指名競争入札に付す工事にあつては指名の通知）において、低入札価格調査を経て落札した者との契約については契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする旨を明らかにするものとする。

3 実施時期

この取扱いは、平成18年3月20日以降に入札公告（公募型指名競争入札又は簡易公募型指名競争入札に付す工事にあつては入札参加者の公募、通常の指名競争入札に付す工事にあつては指名の通知）を行う工事について適用する。

（平成19年3月29日建管－2423 一部改正（平成19年4月1日から施行））

（平成19年9月27日建管－1394 一部改正（平成19年10月1日から施行））

（令和2年3月26日建政－1431 一部改正（令和2年4月1日から施行））

（令和4年10月17日建政－1277 一部改正（令和4年11月1日から施行））

附則 改正後の規定は、令和4年11月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。